

海津和郎著

日本の貿易思想

柴田 固弘

日本の貿易思想に関する研究は、従来、経済思想に関する研究のなかで部分的にはとりあげられてはきたけれども、一つの体系的な研究としてはまとめられたものはなかった。本書は、この未開拓の分野に鋏を入れて、近代日本の貿易思想の体系化に見事な成果をおさめている。

まず最初に本書のとっている研究方法はどのようなものであるか。梅津氏はつぎのように言われている。すなわち、「われわれがある特定の貿易政策思想を研究していく場合、単純にその論理だけをぬきだして評価するのは無意味であろう。何故なら、貿易政策思想は、それを生みだした社会の基礎構造との関連において考察するとき、はじめて客観的な歴史的意義をもちうるからである。」(第一章研究の視点第一節日本貿易政策思想史の研究方法三頁) この方法は貿易政策思想史にかぎらず、思想史研究の方法として、異論の余地のないところである。かくて、日本の貿易思想の研究は、日本の資本主義の基礎構造との関連においてなされなければならないわけである。そうすると、

当然、日本資本主義の基礎構造をどのようにに把握するかが問題となる。梅津氏は、山田盛太郎教授の見解——農村における半隷農的年貢徴収と半隷奴制的労役にもとづく低賃金との相互規定が狭隘なる再生産軌道をつくりだし、かくして、消費財の狭隘な国内市場が、植民地獲得への衝動を必然ならしめる——は国内市場狭隘の論理が発展の契機を全く欠いた不均衡な再生産構造から導きだされている点に問題があるとされ、日本資本主義の特質は、資本主義一般において存在する農業と工業の不均等発展が日本資本主義に特有の半封建性の存続によってとくに激しくあらわれ、それが高い貿易依存度を現出せしめたと考えべきだとされるのである。梅津氏はさらに、山田教授の見解は、日本資本主義の特殊構造が世界市場との連関から切り離されていることに問題があるとされ、世界市場において日本資本主義の後進性を位置づけることによって、世界市場における競争の論理を日本資本主義の具体的構造のなかにもちこまなければならぬとされている。かくして日本資本主義においては「国内における半封建制の存続にもとづく不均等発展の激化が高度の貿易依存性を導き、世界市場での激烈な競争が進んだ機械の採用による相対的剰余価値生産方法を不可避的なものとし、それが不均等発展のより一層の激化をもたらす」(第一章第二節日本資本主義の基礎構造把握の視点八頁) つまり日本資本主義の基礎構造把握が旧講座派理論の誤謬を克服したところであるとされているのである。以上が梅津氏の日本貿易政策思想史研究の視

点である。

第二章以下本書の構成はつぎのとおりである。第二章は資本主義創出期の貿易政策思想と題し、一八八七年までにあらわれた貿易政策思想をとりあつかわれている。第三章は産業資本の確立、発展期における貿易政策思想と題し、一八九七年前後ににおける産業資本の確立とそれ以後の発展段階にあらわれた貿易政策思想が考察されている。第四章は独占資本主義段階の貿易政策思想と題して、一九〇七年以降から一九三〇年にいたる期間の貿易政策思想がとりあつかわれている。最後の第六章は、戦後資本主義の構造変化と貿易政策思想と題されて、敗戦より現在にいたる貿易政策思想がとりあつかわれている。このように明治初年における通商司の設置から現在の貿易自由化にいたるまでの近代日本の貿易政策思想が一貫した研究方法によって体系的に検討されているのである。これらのうち第二章および第三章は、松井清編『近代日本貿易史』第一巻、第二巻にすでに所収のものを訂正補筆したものであり、(ただし第三章第四節の償金取寄論争は京都大学経済学会、「経済論叢」第九巻第五号に所収)第六章は、近代日本貿易思想史の体系のなかへ見事に整理されてくみこまれているけれども戦後現在にいたる十数年の時期のことであり、貿易政策思想史であると同時にまた戦後日本貿易論としても豊富な内容をもっている。だからここでは独占資本主義段階および国家独占資本主義段階をとりあつかっている第四章および第五章をとりあげることにした。

二

第四章独占資本主義段階の貿易政策思想においては、四つの論争を中心にしてこの期における貿易政策思想が検討されている。その四つの論争というのは、米穀関税論争、綿糸輸入関税論争、鉄鋼保護関税論争および、金解禁論争である。まず米穀関税論争についてみよう。この論争の背景には、生産手段部門の急速な発展と対照的に農業生産はまったく停滞的であり、かくして農産物の価格騰貴の傾向が生じ、それはさらに農産物の輸入を増加させ寄生地主制は農業生産にとって桎梏となっていたという事情があった。この論争は東京経済雑誌における米穀関税据置方針および一九〇九年一二月に開会された第二六議会で同関税引上げの動きを強く非難するという形で行なわれた。梅津氏はこの論争をつぎのように評価されている。すなわち「東京経済雑誌の主張にしたがって、米穀関税を廃止するならば、米穀生産を枢軸とする農業の半封建的な関税はひとたまりもなく破壊される。それは工業における低賃金の基礎を危うくし、ひいては日本資本主義の存立すらもおびやかすことになる。政府が商工業の発達をはかる見地から農産物関税を据置く方針としたのも当然のことであった。しかし農業生産力の停滞から生じた価格のギャップは米穀関税の据置をもってしては事実不可能である。その関税率によっては安価な外国米輸入を防止することができなかつた。米価の騰貴を通じてその利益をえてい

た寄生地主にとって、米穀関税率の据置きは、かれらの存在の基礎を危うくするものであった。東京経済雑誌の非難した衆議院における米穀関税引上げ論は、寄生地主の立場をそのまま代弁するものであった（一五六―一五七頁）。そして一九一〇年に制定された関税定率法については、それは「生産手段部門を中心とする工業の発展に即応しさらにそれを促進するものであった。しかしながら、その発展は端緒的独占の成立を基礎としていたのであり、寄生地主制と表裏一体をなすものであった。したがって独占資本は食糧危機を自由貿易によって、寄生地主制と妥協をはからなければならなかった。一九一〇年の関税定率法はかかる妥協の産物と云えよう。」（一六〇頁）と評価されている。

つぎに綿糸輸入関税撤廃論争についてみよう。この論争の背景には、一方において紡績業における独占の確立をみ、在華紡が生みおとされたこと、他方において綿織物業の飛躍的な発展をみたことである（一六一―一六八頁）。綿織物業側は、綿糸輸入関税の撤廃が国庫収入にほとんど影響をおよぼさないこと、紡績会社はもはや関税の保護を受ける必要のないこと、綿糸輸入関税が撤廃された場合には綿製品の輸出が増進すること、綿糸輸入関税が撤廃された場合には綿製品の輸出が増進すること等を主張し（一六八―一七〇頁）、これに対して、紡績資本の側は、綿糸輸入関税の撤廃は国家の利益にもならないし、また綿織物業も利益することにならないとして反駁した（一

七〇―一七一頁）。

この論争とその帰結について、梅津氏はつぎのように評価されている。すなわち「第一次大戦による好況と戦後恐慌の過程のなかで独占的地位を確立し紡績カルテル内部において強大な統制力を獲得した巨大紡績資本は、その利益を確保するために関税率の維持を欲したのであった。それは、ようやく紡績業者にたいして対抗的地位にはい上ろうとした綿織物業者のおそ咲きの花にもいたブルジョアの発展をつみとる効果をもっていた。」（二七一頁）「この闘争に敗れた綿織物業は紡績資本の対抗的地位からずり落ち、その下請的地位に位置づけられる方向に一步を近めていった。」

つぎに鉄鋼保護関税論争についてみよう。まずこの論争の背景はつぎのようであった。この時期において、鉄鋼業は自立的な発展をとげ、植民地にも進出していったけれども、本来脆弱な構造をもつ鉄鋼業は戦後恐慌の過程のなかで深刻な影響を受け、民間業者の多数の廃業をみ、しかも価格が暴落していく過程においてすら鉄鋼業は安価な外国製品に対抗できず、輸入は激増した。鉄鋼資本は整理過程のなかで、カルテルによる組織化をはかり市場の統制を意図し、危機を克服しようとしたけれども、いまだ輸入依存度が高く、国家の補助を必要としたほどの脆弱性をもった鉄鋼業は、いま一つの支柱―関税障壁―を必要としたのであった（一七二―一七五頁）。

かくして、鉄鋼業者は、日本鉄鋼協会によって鉄鋼関税率改

正にかんする建議をおこなった。これに対して鉄鋼を原料とする機械器具製造業者ならびに鉄材輸入商が反対した。機械器具工業は国内生産は確立してはいたけれどもその輸入依存性は脱却できなかったから、全国鉄工業組合連合会は「関税改正に關する陳情書」を提出して、鉄鋼のみの関税引上げには反対した。鉄材輸入商は関税率の引上げが輸入鉄鋼取扱額を減少せしめることをあげて反対した。しかし一九二六年の関税改正において鉄鋼および機械製品輸入関税は鉄鋼および機械器具生産業者の意見を反映して実質的にかなり引上げられた（一七五—一八一頁）。かくして梅津氏は一九二六年の関税改正をつぎのように評価されている。すなわち「日本鉄鋼業は輸入依存度が高くしかも国家の補助に頼っており、真に自立した段階にはなかった。その面をみるならば、一九二六年の関税改正には保護育成的な役割をもっていたと言いうる。しかしながら、日本鉄鋼業にその未発達な状態においてすらすでに資本輸出をおこなっており、戦後の恐慌過程のなかで独占組織の強化をはかっている。それゆえ一九二六年の関税改正は、カルテル関税の性格を同時的にもっていたのである。」（一八一頁）

つぎに金解禁論争についてみよう。ここでは金解禁即行論をめぐる論争と新平価解禁論をめぐる論争とがとりあげられている。金解禁即行論の背景はつぎのようであった。すなわち一九二七年の恐慌の整理を通じて強化された金融資本の支配力とその生産制限策とが、資本の過剰を生み金利の低下をひきおこす

こととなった。かくて金融資本は金解禁を一举に実現することによって、国内の過剰資本を対外投資に振り向けようとするものがあった。一九二八年八月の東京・大阪両手形交換所の金解禁即行にかんする建議がそれであった。これは金融資本の積極面を代表していた。これに対し、井上準之助は、金解禁即行によって金準備が涸渇する危険をうけて反対した。この井上準之助の金解禁即行反対論は、日本資本主義の脆弱面にたいする金融資本の危惧を代表していた。かくして「金解禁即行論とその反対論とが金融資本の積極面と消極面とを代表するものである」（一八八頁）とされている。しかし、「金融資本の積極面と消極面」とは何であるか。梅津氏のこれについての説明を本書からよみとることはできない。さきにふれた梅津氏の研究の方法であるところの「それを生みだした社会の基礎構造との関連において考察する」方法によってその歴史的意義を指摘してほしいところである。

この日本資本主義の脆弱性は、金解禁即行反対論をとさえさせることになったのであるけれども、他面においてはその脆弱性のゆえに金解禁を回避できない条件を生みだしていた。すなわち国際收支の支払超過はつづいており、当時償還期限の切迫していた外債の借換交渉は、金解禁を実施しない以上、きわめて困難であり、また当時電力会社の外資輸入問題もあり、為替相場の動揺は、外資輸入促進のためには当然防止しなければならず、そのためには金解禁が必要であった（一八五—一八八

頁)。当時為替相場の変動が、全国蚕糸業者および外材輸入業者を金解禁実施要求に踏みきらせていたけれども、それは金解禁実施をせまった国際的圧力にくらべれば、当然縦の立場に位置するものであり、決定的な意義をもつものではなかった(一八八—一八九頁)。このように梅津氏によれば、金解禁実施の動因を国際的圧力にもとめられる。もちろん梅津氏が金解禁は日本金融資本にとって全く受動的な過程であったと言おうとされているのではなく、金融資本は金解禁を利用して、産業合理化を徹底的に遂行し、それによって支配力の強化をはかろうとした点が看過されているわけではない。この点、現在進行中の貿易自由化について、いわゆる内圧説と外圧説とが対立しているけれども梅津氏の金解禁に対する評価は貿易自由化問題に多くの示唆を与えるものである。

つぎに新平価解禁論についてみよう。梅津氏は石橋謙山、小汀利得両氏の新平価解禁の主張を紹介してのち、しかし、日本の金融資本は金解禁を利用して支配力の強化をはかったのである、そのためには旧平価による金解でなければならなかったし、また新平価による解禁は、日本資本主義の従属性のゆえに実現不可能であった点を指摘される。すなわち外国投資家は平価切下げによって損失を受けるし、また平価切下げが予想される場合、日本は外資輸入を促進できなかったのであると。また梅津氏は、当時の社会民衆党中央執行委員であった赤松克磨の新平価解禁論を評してつぎのように言われている。すなわち「赤松

克磨の言うところに反して、新平価解禁は労働階級の生活を守る方法ではなかった。何故なら、新平価解禁によって生ずる輸入原料高を相殺して輸出コストを切下げていくためには、結局賃金水準の切下げによらざるをえないからである。労働者の賃金引上げ要求をおさえるために、労働者の権利が国家権力によってはく奪されていかざるをえない。この論理をたどっていくならば、新平価解禁論は労働者にとってもっとも害悪をもたらすものであったことがわかる。」(一九二頁)と、このように言われている。

以上が新平価解禁論争についての梅津氏の評価であって、ここでは旧平価による金解禁実施の必至性とその意義をとかれ、重要な指摘がなされている。しかし、新平価解禁論の客観的基盤いかえば氏のいわゆる「それを生みだした社会の基礎構造との関連」が明らかにされておらず、それにもとづく歴史的意義の評価がなされていないのは残念である。また赤松克磨の新平価解禁論の評価は納得しがたい。すなわち氏は「新平価解禁によって生ずる輸入原料高を相殺して輸出コストを切下げていく」ことが必要という論理から展開されておられるけれども、なるほど新平価は輸入原料の騰貴をもたらすであろうけれども、他方で新平価それ自体が輸入原料高を相殺し、かつそれ以上に輸出価格の低下を可能ならしめるからである。

第五章国家独占資本主義の成立と貿易政策思想についてみよう。本章においては、三つの論争すなわち、金輸出再禁止論争、鉄鋼関税政策論争、綿業リレク制論争および広域経済思想を中心として展開されている。

まず金輸出再禁止論争についてみよう。二九年恐慌が進展してゆくなかでなされた野党政友会の三土忠造による金解禁政策に対する非難について、梅津氏は「このような非難は、恐慌によってより深刻な打撃をうけた寄生地主層の利益を農民一般のそれに粉飾して擁護しようとした金融資本のいま一つの側面にすぎない」(二二二頁)と評価される。また旧平価解禁にたいする武藤山治の批判については、それは「二九年恐慌によってその輸出が異常なる困難に直面した紡績資本の立場を代弁していた。世界経済恐慌の進展のなかで関税障壁を高めるにいたった主要輸出市場への進出をはかるために、とくに銀価暴落と関税自主権確立後二回の税率引上げによって日本綿製品の輸出激減をみた中国市場への進出をはかるために平価切下げを要求したのであった。」(二二八頁)と評価されている。

これらの批判に対する井上準之助の反駁や、日本商工会議所の井上蔵相を支持する声明(「金輸出再禁止平価切下説を排撃するの声明」)については、「日本資本主義の従属性のゆえに金解禁政策を実施せざるをえなかった金融資本が、自己の利益と固く結びついた外国資本の利益をそこなうような平価切下げをおこないうるはずがなかった」(二二四頁)のであるとされて

いる。だがイギリスの金本位制停止およびスターリング地域諸国の追随政策によって金解禁維持が不可能であることが明らかになったとき、金融資本はドル買いに転じて今度は金解禁政策を直接破綻せしめた。この金輸出再禁止への反転については「金解禁実施の場合と同じように、金輸出再禁止への反転もまた国際的契機がその決定的要因となった」(二二七頁)と指摘されている。梅津氏によれば、国家独占資本主義を資本主義内部における生産関係の社会化として把握する視点、したがって国家独占資本主義の成立を一国資本主義からのみ説明する視点には問題があるのであって、正しい見地は、資本主義体制の危機の深化が国家権力の経済過程への介入を必要とし、それによって生ずる経済構造の変化から、国家独占資本主義の本質を把握しなければならぬ(二〇〇頁)、だから金輸出再禁止は金本位制から離脱することによって、国家権力の経済過程への直接介入を可能にし、資本主義の体制的危機を緩和せんとするものであったのであり、この意味において、金輸出再禁止は、国家独占資本主義への移行を特徴づけるものとされている(二一七頁)。現在、国家独占資本主義について、さまざまの立場あるいは視角から論争がおこなわれている際において、梅津氏の金輸出再禁止についての評価は、国家独占資本主義の本質あるいは、日本独占資本主義の時期区分について示唆するところが大きい。

つきに鉄鋼関税政策論争についてみよう。

一九二六年に鉄鋼一貫企業によって組織された市販銑鉄の販売カルテル、銑鉄共同組合は、大恐慌の進展していった一九三〇年にインド銑鉄を不当販売として付加関税を申請したのであるが、これに対してインド銑鉄の主要輸入商は共同して「印度銑鉄不当販売法適用反対陳情書」を提出した。不当販売にかんする両者の主張はそれぞれの利害を反映しており、銑鉄共同組合の主張した保護は、現実にはインド銑鉄を駆逐して財閥系一貫企業による鋼材部門の支配を意図していたものである（二二四頁）。また当時自由通商協会も声明書を發表して銑鉄関税引上げに反対したがこの主張は、危機に直面して国家の保護によりその支配と利益とを擁護しようとした独占資本にたいして、保護の利益からはずされる中小企業と消費者としての国民の立場を反映していた（二二五—二二六頁）。

また製鋼業者の総合的協同機関であった銑鉄協議会は関税問題にかんして、反対意見を表明したが、それは金輸出再禁止による銑鉄価格の騰貴と予想される銑鉄関税引き上げに直面する単独製鋼企業の立場であった（二二六—二二七頁）。大阪鉄工業組合外一団体よりなる銑鉄関税引上反対連盟も反対決議を行なった。このような中小製鋼・機械製作業者の反対にもかかわらず関税改正は実現した。この関税改正の意義についてつきのように評価されている。すなわち「われわれは一九二六年の関税改正を検討したさいに、銑鉄関税の据置を知った。政府の方針は、製鉄業奨励法の改正による一貫企業にたいする保護で

あった。一九三二年の銑鉄関税引上げは、まさしくかかる政府の方針の一大転換を意味した。それは、元来貧弱な原料資源と技術的後進性のゆえに国際的劣位にあった鉄鋼一貫企業にたいする保護が、世界恐慌の進展のなかで二重の要請となってあらわれたことにほかならない。二重の保護は明らかに平炉および電気炉を使用する単独製鋼資本を犠牲に供することによって可能であった。……すなわち、国家権力は、非財閥系の中小製鋼資本および共販組織からはずされた商業資本の犠牲において財閥資本の保護にむかった。」（二二九—三〇頁）かくして梅津氏は国家独占資本主義移行期における特質がよく銑鉄関税改正を通じて把握されうることを明らかにされているのである。

つぎに綿業リンク制論争についてみよう。輸出入リンク制の中心をなした綿業リンク制にたいしては、それが数量リンク制をとったことに対して、綿製品輸出の数量的増加は疑いないけれども、その製品輸出によって獲得される外貨獲得額は、数量の増加に比例することができない、との批判がなされた（東洋経済新報）。この批判は、沈滞期にある世界市場にたいして輸出を強行するためには価格を引下げなければならなかったから、そのかぎりにおいては正しいけれども、数量リンク制のねらいそのものが、価値関係の悪化による輸出強行を制度的に義務づけるところにあつたのであり、労働者の無権利状態および賃金ストップによって可能となつたのである（二三七—二三八頁）。さらに綿業リンク制は数量リンク制および個人リンク制によつ

て品質低下をもたらし（東洋経済新報および美濃部洋次氏の批判）、また個人リンク制は紡績資本への織布業者の隷属状態をつくりだした（東洋経済新報）。かくして綿織物業の発展は、綿業リンク制の段階において決定的に紡績資本に従属し、その独立性を失うにいたった（二四二頁）。また貿易商人は現実に輸出義務を負担しながら、輸入権をみとめられない不利があった（谷口博士の批判）が、この事實は国家独占資本主義統制のもとで、商業資本は配給業務の実務代行機関としてその存在をたもちつつも、実質的にはコミッション・マーチャントとして独占資本に隷属するにいたったのである（二四二頁）。このようにして梅津氏は戦時経済の危機を具体的に表現する綿業リンク制をめぐる批判を通じて戦時国家独占資本主義の特質を把握されているのである。

さいごに広域経済思想についてみよう。ここでは広域経済思想の四つの形態、すなわち東亜ブロック論（高橋亀吉）、東亜協同体論（黒田覚）、東亜綜合体論（谷口吉彦）および東亜広域経済論（檜崎敏雄）がとりあげられて、その内容が検討され、かくしてそれらがさまざまな粉飾をこらしてはいるけれども、客観的には帝国主義的侵略と資源掠奪とを弁護する役割を演じたと批判されている。そしてこれらの各種広域経済思想のデマゴギー的性格は大東亜共栄圏とその域内貿易を分析することによって客観的にも裏づけされているのである。

以上、梅津氏によって体系化された日本貿易政策思想史の研

究を、独占段階および国家独占段階（戦前）の時期にかぎってみたわけである。梅津氏の研究は、この時期における貿易政策思想史の研究それ自体としてすぐれたものであることはあらためて言うまでもないがすでに指摘しておいたように、ただそれだけにとどまるのでなくて、現在の時点における貿易政策あるいは経済政策問題に対してもきわめて示唆するところが多いのである。これは、梅津氏のとられた立場——「現実を改革していく立場」（一頁）——と方法——「貿易政策思想は、それを生みだした社会の基礎構造との関連において考察する」（二頁）——の妥当性を雄弁に物語っているといえよう。

（ミネルヴァ書房・昭和三八年判・B六版・三三四頁）